

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 公金の徴収の事務を委託した件	三〇
○ 大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件	三〇
○ 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件	三一
○ 県営土地改良事業計画を定めた件	三一
○ 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件十四件	三一
公 告	
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	三四
○ 県営土地改良事業の工事が完了した件	三四
○ 福島県教育委員会教育長	三五
○ 一般競争入札を行う件	三五
正 誤	
○ 令和三年六月二十五日付け号外第四十二号中	三七

告 示

福島県告示第五百三十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、公金の徴収の事務を令和三年四月一日次のとおり委託した。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 委託した事務の範囲及び内容
 - 福島県母子父子寡婦福祉資金償還金の未収金の徴収事務
- 二 受託者の名称及び所在地
 - 1 名称 ニッテレ債権回収株式会社

- 2 所在地 東京都港区芝浦三丁目十六番二十号
- 三 徴収の事務を委託する期間
 - 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

（児童家庭課）

福島県告示第五百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和三年七月二十日から同年十一月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び玉川村産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - （仮称）クスリのアオキ福島玉川店 福島県石川郡玉川村大字小高字北畷一四番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
 - 名称 株式会社クスリのアオキ
 - 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
 - 住所 石川県白山市松本町二五二二番地
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
 - 名称 株式会社クスリのアオキ
 - 代表者の氏名 代表取締役 青木 宏憲
 - 住所 石川県白山市松本町二五二二番地
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
 - 令和四年四月二十日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 千三百八十六平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 五十三台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
 - (一) 位置 別紙図面のとおり
 - (二) 収容台数 三十九台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
 - (一) 位置 別紙図面のとおり

- (二) 面積 二百三十六・七平方メートル
- 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (一) 位置 別紙図面のとおり
- (二) 容量 七・二六立方メートル

六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- (一) 開店時刻 午前九時
- (二) 閉店時刻 午前〇時

- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午前〇時三十分まで

- 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- (一) 数 三か所

- (二) 位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

- 七 届出年月日

令和三年七月六日

(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百三十四号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定により、小名浜加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

(水産課)

福島県告示第五百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、神谷地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

- 二 縦覧の期間

令和三年七月二十一日から

同 年八月十日まで

(二十一日間)

- 三 縦覧の場所
- いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第五百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

酒井知子

- 二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和三年農林水産省告示第七七十一号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第五百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名

柱田山林管理会

- 二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和三年農林水産省告示第七七十二号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
柱田山林管理会
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第七百七十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
柱田山林管理会
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第七百七十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡邊逸夫 八巻庄吉 松本ハル 水口守 水口辰雄 水口勝蔵 佐藤則雄
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第九百三十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐藤勝範
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第九百四十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡辺秀一 渡辺重隆
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林

の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第九百七号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
佐藤留七 佐藤仁一

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第九百十号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
佐藤匠

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第九百十一号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規

定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和三年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
渡辺喜助

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第九百十二号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を福島市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
渡辺角右衛門

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第九百十三号）によること。
（森林保全課）

福島県告示第五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名
渡辺義秋

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第八百八十二号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
角田ルイ
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第八百八十三号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を伊達市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐藤賢悟
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第八百八十四号）によること。

（森林保全課）

公 告

公告第四百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和三年七月二十日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
下郷町土地改良区
退任した役員

役員 氏名
理事 星 一男

住所
南会津郡下郷町大字弥五島字和真居村三三一七番地一

渡部 辰雄

同 郡同 町大字豊成字倉二三九番地

星 芳一

同 郡同 町大字枝松字居平五番地

星 新一郎

同 郡同 町大字澳田字中家平二一六番地

星 隆雄

同 郡同 町大字戸赤字林下一六七番地

星 政信

同 郡同 町大字落合字築地五三二番地

湯田 盛男

同 郡同 町大字白岩字北上平六三九番地一

弓田 幸正

同 郡同 町大字音金字沖ノ原一五一九番地

渡部 和夫

同 郡同 町大字豊成字倉六四〇番地

就任した役員

住所
南会津郡下郷町大字合川字居平甲一七九番地一

役員 氏名
理事 佐藤 仁夫

同 郡同 町大字豊成字檜原三三二番地

星 昌彦

同 郡同 町大字弥五島字牧野居村二六二五番地

弓田 孝

同 郡同 町大字沢田字前田乙四三五番地

星 新栄

同 郡同 町大字小沼崎字家ノ平乙一三一六番地二六

芳賀 正司

同 郡同 町大字志源行二六八番地

室井 泰廣

同 郡同 町大字音金字前川原道上一〇三番地

星 健一

同 郡同 町大字大内字山本二一番地

浅沼 豊美

同 郡同 町大字大内字山本二一番地

稲本 太一郎

同 郡同 町大字豊成字中六一四六番地一

（農村計画課）

公告第四百一十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百十三条の三第三項の規定により、白沢地区に係る県営農業用施設災害復旧事業（令和元年災）の工事は令和三年三月三十一日完了したので公告する。

（森林保全課）

令和三年七月二十日

福島県教育委員会教育長

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第6号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける新時代の学校における I C T 活用教育研究開発事業に係る端末等の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年7月20日

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳 一

1 入札に付する事項

- 借入物品の名称及び数量 新時代の学校における I C T 活用教育研究開発事業に係る端末等 一式（搬入、導入、設置、調整、撤去等を含む。）
- 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 借入期間 令和3年12月1日から令和8年8月31日まで
- 納入場所 入札説明書及び仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- この公告の日から過去3年以内に、この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等程度の物品について、生産し、販売し、又は相当の期間貸与した実績を有

する者であること。

- (5) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。
 - (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年8月16日（月）午後4時までに次に掲げる場所に提出し、この入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎3階 福島県教育庁特別支援教育課
電話024-521-7780
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和3年7月20日（火）から令和3年8月16日（月）まで（土曜日及び日曜日並びに同年7月22日、同月23日及び同年8月9日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙22枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年8月13日（金）午後4時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
- (1) 日時 令和3年8月31日（火）午前11時
 - (2) 場所 福島県庁西庁舎4階教育総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年8月30日（月）午後4時までに次に掲げる場所に必着のこと。
郵便番号960-8688 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県庁西庁舎3階 福島県教育庁財務課
電話024-521-7758
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要
 - (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県教育委員会教育長は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: ICT Terminals for a project in research and development of education utilizing ICT in schools of the new era including its delivery, implementation, installation, adjustment, and removal, etc. 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 31 August 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 4:00 p.m., 30 August 2021
- (4) Contact point for the notice: Special Needs Education Support Division, Education Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8688 Japan TEL 024-521-7780

(特別支援教育課)

○令和三年六月二十五日付け号外第四十二号中

二	ページ
下	段
二	行
自由民主党福島県郵政政治 連盟支部	正
自由民主党福島県郵政政治 連盟	誤

正 誤

